

L(Z)01-01

宮本地第276号

県本部各部課長  
殿  
県下各警察署長

平成6年3月11日  
宮城県警察本部長

地域警察官のブロック運用による連携活動の推進について（通達）

交番又は駐在所の集中的な運用については、これまで、方面区制度により行ってきたところであるが、今般、これを見直し、ブロック運用による連携活動を推進することとしたことに伴い、別添のとおり「地域警察官のブロック運用による連携活動要領」を定めたので、誤りのないようにされたい。

なお、「外勤警察官の方面区における連携活動の推進について（通達）」（昭和56年3月5日付け宮警本外第297号）は廃止する。

#### 記

#### 1 ブロック運用の趣旨

ブロック運用とは、隣接した複数の交番又は駐在所を1つのブロックに編成し、勤務員の有機的な連携活動、相互補完的な勤務例の策定等を通じて、ブロックの実態に応じた一体的かつ組織的な運用を行う制度である。

ブロック運用に類似したものとして集中運用があるが、集中運用は、特定の案件、時間帯等に限って複数の交番等勤務員を1か所に集めて運用する制度であり、ブロック運用の中の1つの運用形態といえる。しかし、ブロック運用は、恒常的に運用していくものであり、また、勤務員を必ずしも1か所の交番等に集中させる必要のない点で、単なる集中運用とは異なる。

#### 2 運用上の留意事項

- (1) 個々の地域警察官は、所管区内における活動を原則とするが、単独執行では効果の挙がらないミニ検問、よう撃的捜査活動、交通指導取締り等については共同連携した活動を推進すること。

(2) 日常活動においては、ブロック外の地域警察官との連携による活動が必要となる場合もあるので、ブロックに固執することなく、地域の実情に応じた弾力的な運用を図ること。

(3) 隣接する他のブロック等との連携に配慮すること。

### 3 報告

ブロック編成及びブロック長の指定を速やかに行い、保安部地域課長を経て報告すること。

なお、ブロック編成及びブロック長の変更をした場合も、同様とする。

別添

## 地域警察官のブロック運用による連携活動要領

### 第1 目的

この要領は、地域警察の効率的な運用を図るため、交番又は駐在所に勤務する地域警察官のブロック運用について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 定義

#### 1 ブロック運用

交番、駐在所のブロック運用とは、所管区が隣接する交番又は駐在所をブロックに編成し、ブロック内の地域警察官（以下「ブロック勤務員」という。）の活動を有機的に連携させ、相互補完的な活動計画の策定、共同警らの実施等を通じ、ブロック内の治安に関し、ブロック勤務員が共同して責任を負う恒常的な運用方法をいう。

#### 2 ブロック活動

ブロック活動とは、交番又は駐在所の相互連携を強め、ブロック勤務員を一体的に運用し、必要な場所や必要な時間に必要な人員を投入することにより、ブロックの実態に応じた地域警察活動を行うことをいう。

### 第3 ブロック編成等

#### 1 ブロック編成

警察署長（以下「署長」という。）は、所管区における昼夜の人口、地理的条件、治安情勢、地域警察官の配置状況等を勘案して、所管区が隣接する2以上の交番又は駐在所をブロックに編成するとともに、拠点となる交番又は駐在所を定めるものとする。

#### 2 ブロックの名称

ブロックの名称は、原則として拠点となる交番又は駐在所の名称若しくは地域名を冠するなど、当該ブロックの地域にふさわしい名称とする。

### 第4 ブロック長の指定等

#### 1 ブロック長の指定

署長は、ブロック内の交番又は駐在所に勤務する地域警察幹部の中から、責任者（以下「ブロック長」という。）を指定するものとする。

#### 2 ブロック長の指定方法

ブロック長は、原則として、拠点となる交番又は駐在所の警部補の階級にある所長をもって充てるものとする。ただし、当該ブロック内に警部補が配置されていない場合は、当該ブロックに配置されている巡査部長の階級にある地域警察幹部の中から、在級年数、実務経験、指導能力、地域の実情（特に、駐在所を主体とするブロックについては、町村役場所在地）等を考慮し、適任者を指定するものとする。

#### 3 ブロック長の職務

ブロック長は、警察署の地域課長（「以下地域課長」という。）の指揮の下に、おおむね次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- ア ブロック内の地域警察業務の統括及び企画、実施に関すること。
- イ ブロック活動計画の策定に関すること。
- ウ ブロック勤務員の弾力的な運用に関すること。
- エ ブロック活動における勤務員の指揮監督及び指導教養に関すること。
- オ 地域警察幹部及び各課幹部との連絡調整に関すること。
- カ ブロック内の関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- キ ブロック会議を主宰すること。

## 第5 ブロック運用

### 1 会議の開催

#### (1) ブロック会議

ブロック長は、毎月1回以上ブロック会議を開催し、ブロック勤務員とともに、ブロック内の事件・事故の発生状況等地域の実態及びブロック運用計画を分析、検討、協議するものとする。

#### (2) ブロック長会議

署長は、ブロック相互の連絡、協調及びブロック活動の効率的な運用を図るため、必要によりブロック長会議を開催するものとする。

#### (3) 幹部の会議出席

署長は、ブロック会議及びブロック長会議の開催に際し、必要と認める警察署幹部を出席させ、ブロック活動に対する指導、助言、調整に当たらせるものとする。

### 2 ブロック運用に伴う指揮監督

(1) ブロック内における拠点交番又は拠点駐在所以外に派出所長又は駐在所長が配置されている場合であっても、ブロック長は、ブロック内の地域警察業務を一元的に統括するものとする。ただし、ブロック長は、ブロック内の派出所長等と相互に連携を図り、ブロック運用の効果的な推進に努めるものとする。

(2) ブロック長は、ブロック勤務員に対してのみ指導監督するものとするが、他のブロック勤務員を集中して活動させる場合は、集中拠点となったブロック長が指揮監督できるものとする。

(3) ブロック長に事故ある場合は、ブロック内の派出所長（他に派出所長が配置されていない場合は拠点交番等の班長）がブロック長の職務を行うものとする。

### 3 ブロック活動計画

#### (1) 必要事項の指示

署長は、ブロック長に対し、警察署の行事、各種月間等ブロック活動に必要な事項を指示するものとする。

#### (2) ブロック活動計画の策定

ブロック長は、ブロック勤務員と協議し、ブロック活動日、活動内容等の細部的な活動計画をブ

ロック活動計画表（別記様式）に取りまとめ、策定するものとする。

(3) ブロック活動計画の報告

ブロック活動計画表は、毎月25日までに翌月の活動計画を策定して、署長の承認を得るものとする。

(4) ブロック活動計画の変更

ブロック長は、ブロック内における突発的な事件・事故の発生等に伴い、新たなブロック活動を行う必要が生じた場合又はその他の理由によりブロック活動計画を変更する必要が生じた場合は、地域課長の指揮を受けてその活動を行うものとする。

(5) ブロック活動計画策定上の留意事項

ブロック活動計画の策定に当たっては、ブロック勤務員を参画させるとともに、季節、曜日、時間帯、住民の要望のほか、事件・事故の発生状況等ブロック内の治安情勢を勘案し、ブロックの実態に即した活動計画を策定するものとする。

4 ブロック活動

(1) 地域の実態に即した連携活動

ブロック勤務員は、ブロック活動計画に基づき、共同による警ら、ミニ検問、事件・事故処理、よう撃捜査等地域の実態に即した連携活動を推進するものとする。

(2) ブロック内の相互支援

ブロック勤務員の休暇、入校等により、交番又は駐在所の体制に間隙が生じるおそれのある場合は、相互に支援するものとする。

(3) 装備資器材の活用

ブロック活動に当たっては、ブロック内の交番又は駐在所に配置されている小型警ら車、携帯無線機等の装備資器材を有効に活用するものとする。

(4) 警ら用無線自動車の支援

ブロック活動に必要な勤務員が確保できず支障が生じた場合は、警ら用無線自動車との組合せによるブロック活動を行うものとする。

(5) ブロック長の各種会合、行事等への出席

ブロック長は、ブロック内の各種会合、行事等に努めて出席するものとし、ブロック内における意見、要望等の聴取及び地域住民が必要とする地域安全情報の積極的な提供に努めるものとする。

第6 運用上の留意事項

1 適正なブロック編成

ブロック編成に当たっては、集中運用を重視するあまり、他のブロックを隔てた交番又は駐在所を同一ブロックに編成することのないようにすること。

2 地域課長の指導調整

地域課長は、ブロック活動が一部地域や業務に偏しないよう、地域警察官が策定、実施する活動内容を検討し、ブロック相互間の運用が図れるよう指導調整を行うこと。

### 3 地域警察幹部の指導教養と他部門との連携

地域課長、ブロック長等の地域警察幹部は、常にブロック活動の推進状況、ブロック勤務員の活動状況を把握し、勤務員に対する実践的な指導教養に当たるとともに、他部門との緊密な連携を図り、地域の実態に即したブロック活動の推進と地域警察官の実務能力の向上に努めること。

### 4 地域責任の醸成

ブロック勤務員は、勤務する交番等の所管区責任を有することはもちろん、当該ブロックについても地域責任を有することとなるので、ブロック運用に当たっては、ブロック勤務員の相互支援によって地域責任を果たすように努めること。

### 5 良好な人間関係の保持と勤務意欲の向上

ブロック勤務員は、ブロック運用の趣旨を踏まえ、常に相互支援の気運を高めるとともに、良好な人間関係の保持と勤務意欲の向上に努めること。

### 6 創意工夫と自主性の発揮

ブロック勤務員は、効果的なブロック活動を推進するため、ブロック長及び派出所長を中心として、創意と工夫をこらし、地域の実態に即した計画を策定するとともに、実施に当たっては、自主的かつ積極的な取組みと実績向上に努めること。

別記様式

署長	副署長 次長	課長	係長	主任

ブロック活動計画表（月分）

ブロック名	
ブロック長	印

検討項目		状況	活動重点
地域	犯罪発生	前月発生件数 件	
		主な発生時間帯 時～時	
		主な発生地域	
		主な罪種	
		被害の態様（原因）	
の	交通事故	前月発生件数 件	
		主な発生時間帯 時～時	
		主な路線（地域）	
		主な事故形態	
		被害の態様（原因）	
実	防犯	防犯活動	
	犯	非行少年の傾向	
		特別法犯の傾向	
その他			
住民の要望・期待			
前月の活動	成果		改善点

活 動 計 画 ( 月 分 )					
日 曜	時 間	場 所	活 動 内 容	備 考	
1	: ~ :				
2	: ~ :				
3	: ~ :				
4	: ~ :				
5	: ~ :				
6	: ~ :				
7	: ~ :				
8	: ~ :				
9	: ~ :				
10	: ~ :				
11	: ~ :				
12	: ~ :				
13	: ~ :				
14	: ~ :				
15	: ~ :				
16	: ~ :				
17	: ~ :				
18	: ~ :				
19	: ~ :				
20	: ~ :				
21	: ~ :				
22	: ~ :				
23	: ~ :				
24	: ~ :				
25	: ~ :				
26	: ~ :				
27	: ~ :				
28	: ~ :				
29	: ~ :				
30	: ~ :				
31	: ~ :				
備 考					